

令和7年6月19日

全国間税会総連合会

会長代行 關口 雅章 様

国税庁課税部

軽減税率・インボイス制度対応室長

濱 田 正 義

インボイス登録センターの移転等について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、インボイス発行事業者の登録等の事務を効率的に処理するため、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）にインボイス登録センターを設置して処理しているところです。

この度、下記のとおり東京国税局及び名古屋国税局のインボイス登録センターが移転しますので、貴会におかれましては、貴団体及び傘下組織の各会員事業者の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

また、「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル」を新たに作成及び更新いたしましたので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 インボイス登録センターの移転

東京国税局及び名古屋国税局のインボイス登録センターの所在地を下表のとおり移転いたします。

国税局	名 称	移転時期及び設置場所	
東京	東京国税局 インボイス 登録センター	令和7年6月29日まで	令和7年6月30日以降
		〒262-8514 千葉県千葉市花見川区武石町1丁目 520番地	〒131-8514 東京都墨田区東向島2丁目7番14号
名古屋	名古屋国税局 インボイス 登録センター	令和7年7月6日まで	令和7年7月7日以降
		〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉1丁目17番8号	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2 番4号 名古屋第二国税総合庁舎

東京国税局及び名古屋国税局の管轄地域内に納税地を有する納税者の皆様は、インボイス制

度に関する申請書等を書面で提出する場合には、移転後のインボイス登録センターに郵送するようお願いいたします。

2 「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル」の掲載

e-Tax ソフト（WEB 版）を利用して、適格請求書発行事業者の登録申請書の作成を行っていただく場合に、納税者の事業者類型別（課税事業者の方向け、免税事業者の方向け及び新たに事業を開始した事業者の方向け）の入力方法等を記載した「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル」を国税庁ホームページに掲載しましたので、御活用ください。

- ・ 事業者類型別「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（個人事業者用）」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/0025005-078_2.htm
- ・ 事業者類型別「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（法人用）」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/0025005-078_1.htm